

地域資源としての空き家利活用事業

「ツナグ奥会津古物市×空き家相談会」出店者募集要項

主催 奥会津五町村活性化協議会

【趣 旨】 空き家活用の共通課題となっている残置物を利活用する「古物市」と、空き家所有者及び移住希望者への「空き家相談会」を実施し、奥会津地域全体の空き家問題への課題解決と地域資源の利活用を図る。

【日 時】 令和6年12月1日（日） 9：30～15：00 ※雨天実施

【会 場】 交流・観光拠点施設「喰丸小」TEL 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 2 4

（福島県大沼郡昭和村喰丸字宮前1374）

【出店資格】 奥会津五町村（只見町、柳津町、三島町、金山町、昭和村）に在住又は家屋を所有している方。

【出店場所】 喰丸小の貸出スペース（教室）内の出店区画。スペースの広さについては、事務局にて希望する出品数や他の出店者と調整し指定する。
※申込者多数の場合は、抽選により可否を決定し連絡いたします。

【出店備品】 長机、椅子、テーブルクロスについては事務局にて用意いたします。

【販 売 品】 古家具、古道具、古材など

※飲食物やおもちゃの販売、くじ引きなどは不可。その他、法律・条例に抵触する物品及び社会通念上不適当と思われる物品（偽ブランド品、海賊版、

令和6年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）

などの違法商品、盗品等)の販売はできません。また、取扱いが危険な物の他、事務局で不相当と判断した物は販売できません。他の出店者から購入した物の転売行為もできません。

【販売対応】 販売品は販売者が責任をもって販売して下さい。

※ 販売品に対する苦情は販売者が対応し、取り替えや返金等誠意を持って対処して下さい。その責任のもと、価格の設定や値下げ交渉などについては、販売者に一任いたします。

【会計対応】 事務局での釣銭の用意はありません。会計については出店者各自で個別にご対応ください。

【出店料】 無料

【売上報告】 出店者の方は、終了後事務局へ当日の売上金額と数量を報告願います。報告様式については別途事務局で用意いたします。

※報告内容は、総売上金額と「家具類」「古道具類」などの大まかな種別のみの簡易なものになります。

【搬入出】 販売品の搬入出については、基本的に当日朝搬入、終了後搬出になります。

搬入出にあたって、会場駐車場と出店ブースの移動については事務局にて協力いたしますが、車両等による家屋と会場間の移動については出店者自身でご対応をお願いいたします。

※売れ残り品については基本的に出品者持ち帰りとなります。出品者同士での

売買や譲渡については一任いたします。

- 【ごみ処理】
- ① 終了後、周辺をよく清掃し、商品包装及び販売で使用したゴミは出店者が必ず 持ち帰って下さい。ダンボールのホチキス、画鋸、クギ、クリップ等は大変危険ですので必ず回収して下さい。
 - ② ゴミの減量化を推進するため、ゴミが出るような販売方法は極力避けて下さい。

【出店までの流れ】

- ① 申込み期限：令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）
必ず募集要項を確認し、別紙申込書に必要事項をご記入の上、下記事務局までご提出いただくか、難しい場合お問い合わせください。
申込用紙：歳時記の郷奥会津ホームページ内
提出方法：下記お問い合わせ先までメール FAX にてご提出ください。
- ② 出店者説明（1 1 月下旬予定）
出店予定者へ出店決定のご連絡と、諸連絡を事務局より行います。
- ③ 当日出店
募集要項を厳守し、指定された区画に出店してください。なお、当日の搬入は 7 時 3 0 分より可能です。

- 【注意事項】
- ・出店者は要項の注意事項を厳守して下さい。注意事項を守らない出店者・団体においては、出店を取り消す場合があります。
 - ・会場や施設等を破損した場合は、原状回復していただきます。

・強引な呼び込みや販売行為、区画外へのはみ出し行為、出店終了後の商品

放置は禁止となります。

・会場内でのトラブルや、開催が中止になったことより生じた損害損失については、

事務局では一切責任を負いません。

その他、不明点などについては、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】（事務局）奥会津振興センター 事務担当：金成隆寛

福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933

TEL：0241-42-7125 FAX：0241-42-7127

e-mail：tdrsk@okuaizu.net